

newmo株式会社、堺相互タクシー株式会社及び 株式会社未来都と自動運転タクシーの 実現に向けた連携協定を締結します

堺市では、地域公共交通の一翼を担うタクシーにおいて運転士不足が発生しています。

このたび、タクシー事業を展開し本市にタクシー営業所を構える、newmo株式会社、堺相互タクシー株式会社、株式会社未来都の3社と、タクシーの運転士等の担い手不足への対応に取り組み、市民・地域の社会生活や経済活動に重要な地域公共交通の維持・確保を図ることを目的として、「堺市、newmo株式会社、堺相互タクシー株式会社及び株式会社未来都との自動運転タクシーサービスの実現に向けた連携協定書」を締結し、以下のとおり締結式を執り行います。

同協定の締結により、今後、自動運転タクシーの実現に向けた実証実験などに取り組みます。

なお、自動運転タクシーの実現に向けてタクシー会社と連携協定を締結するのは、大阪府内では初めての取組です。

1 協定締結式

日時	令和7年9月30日（火）午後2時5分～午後2時30分		
場所	堺市役所 本館4階 秘書課会議室		
出席者	newmo株式会社 堺相互タクシー株式会社 株式会社未来都 堺市	代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役副社長 市長	青柳 直樹（あおやぎ なおき）氏 小山 泰生（こやま たいき）氏 宮崎 聡（みやざき そう）氏 永藤 英機
協定の 主な内容	(1) 自動運転タクシーの実証実験に関する事 (2) 関係機関との体制構築に関する事 (3) 実証走行エリア等の調整・確保に関する事 (4) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関する事		

2 その他

各社の事業に関する詳細は、以下のホームページをご確認ください。

<newmo株式会社>

<https://newmo.me/>

<堺相互タクシー株式会社>

<https://www.sakaisougo-taxi.co.jp/>

<株式会社未来都>

<https://milight-taxi.co.jp/>

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：建築都市局 交通部 交通政策課
電 話：072-340-0417
フ ァ ッ ク ス：072-228-8468

堺市、newmo 株式会社、堺相互タクシー株式会社及び株式会社未来都との
自動運転タクシーサービスの実現に向けた連携協定書

(目的)

第1条 本協定は、令和7年8月12日に要望を受けた「自動運転タクシーサービスの実現に向けた要望」を受け、堺市（以下「甲」という。）と newmo 株式会社（以下「乙」という。）、堺相互タクシー株式会社（以下「丙」という。）、株式会社未来都（以下「丁」という。）が相互に連携・協力し、タクシーの運転士等の担い手不足への対応に取り組み、市民・地域の社会生活や経済活動に重要な地域公共交通の維持・確保を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条に規定する目的を達成するために、堺市における自動運転タクシーの導入に向け、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について相互に連携・協力する。

- (1) 自動運転タクシーの実証実験に関すること
- (2) 関係機関との体制構築に関すること
- (3) 実証走行エリア等の調整・確保に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(費用負担)

第3条 連携事項の実施について、原則、乙、丙及び丁が負担し、甲の費用負担はないものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲、乙、丙又は丁のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定める事項に関する細目については、甲、乙、丙及び丁が別途協議して定めることとする。

- 2 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 4 通を作成し、甲乙丙丁署名の上各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市

堺市長

乙 東京都港区虎ノ門 3 丁目 5 番 1 号虎ノ門 37 森ビル 13 階

newmo 株式会社

代表取締役社長

丙 堺市北区黒土町 3004 番地 1

堺相互タクシー株式会社

代表取締役社長

丁 守口市八雲東町 1 丁目 8 番 2 号

株式会社未来都

代表取締役副社長